

開会挨拶： 日本の会計制度改革をめぐって

たかはし わたる
高橋 亘

1. 改革を促したもの

いわゆる「日本版金融ビッグバン」とほぼ同時期に始まったわが国の会計制度の一連の改革から約10年がたっている。この改革の成果を一概に論ずることはできないが、ここで当時の問題意識を振り返り、現状と照らし合わせてみることはその評価に向けて、多少の手がかりを与えてくれるように思う。それは、当時の金融経済が大きな変化のなかにさまざまな問題を抱えたなかで、どのようなことが会計の制度改革に求められ、いまそれがどの程度達成されているか、残された課題は何かという点である。

より詳しい考察は古市〔2008〕に譲るとしてここでは、1998年に日本公認会計士協会が会計制度改革に向けて公表したレポート（日本公認会計士協会〔1998〕）を手がかりに若干の整理を試みたい。会計士協会は、会計制度の重要な担い手であるだけに、このレポートは、当事者自身の会計制度改革の必要性への認識を示したものとといえる。

レポートは、改革の必要性（レポート自身は「企業会計制度の再構築の必要性」という表現を使っている）として、4つの外部要因と、1つの内部要因を挙げている。

外部要因として挙げられているのが、①証券・金融市場の成熟化、②経済のグローバル化、③経済のソフト化、④情報・通信分野における技術革新であり、内部要因として挙げられているのが、当時の商法、証券取引法、法人税法のいわゆる「トライアングル体制」である。トライアングル体制については一方でその効用・役割を評価しつつも、「激しい社会的・経済的環境変化に対応しきれなくなっている」と指摘している。

しかし当時の状況を振り返ると、以上の要因に加えて、不正な会計操作の問題も付け加えなくてはならないだろう。「飛ばし」等の問題が指摘され、会計操作は、大手証券会社の破綻等でも大きく採り上げられただけに、会計情報の信頼性の回復は、国内のみならず海外に向けてもわが国の会計制度改革の大きな課題となっていたと思われる。

本稿は、2008年3月4日開催のワークショップ「会計制度改革の成果と課題：この10年を振り返って」における開会挨拶をまとめたものである。なお、公表に当たり、若干の加筆・修正を行った。

高橋 亘 日本銀行金融研究所長

2. 改革の方向性

レポートは、以上のような改革の必要性を踏まえて、改革の方向性として以下の4つを挙げている。

- ① 商法会計と証券取引法会計における会計処理の共通化
- ② 会計基準の設定における日本公認会計士協会の役割の増大
- ③ 税法会計の商法会計・証券取引法会計からの分離と公正処理基準の尊重
- ④ わが国会計基準の国際基準への調和化

レポートの公表から10年を経たいま、このうち①～③はすでに多くが達成されてきているとしてよいのではないだろうか。すなわち①については、会社法と金融商品取引法が制定され、その関係が整理されたし、③についても、税効果会計の導入や税法の整備がなされている。②の関連では、レポートでは民間の常設会計基準設定主体の必要性が指摘されていたが、2001年に企業会計基準委員会（ASBJ）が発足した。ASBJについては、従来のわが国にはない行政とは一定の距離を置いた規則制定主体であることもあり、今後とも金融資本市場の重要な制度基盤として、その役割を強化していく必要がある。

また④の国際基準への調和化についてレポートは、国際会計基準設定プロセスへの貢献の重要性を指摘している。すなわち、まず現状認識として、「近時における会計問題の検討は、国際的な協力によって行われる傾向が強くなってきて」おり、「各国に共通する問題については、相互に資源を出し合い協力し合って解決策を見出すことが、合理的かつ効率的である」としている。そして、わが国についても、国際会計基準設定プロセスへの貢献や草案作成の段階からの積極的な関与のために基準設定の枠組みの見直し（すなわち、常勤者のいる会計基準設定主体の設立）が必要であるとし、これにより「我が国の主張も十分反映した国際会計基準を作成することが可能となろう。そのような国際会計基準であれば、我が国の会計基準を国際会計基準と調和化することには、十分な経済性と合理性があるものと考えられる」としている。この点、すでに常勤者のいる会計基準設定主体は設立されているし、昨年のおよむ東京合意では、会計基準の開発に関しASBJと国際会計基準審議会（IASB）とがより密接に共同作業を行うことが確認された。しかし「我が国の主張も十分反映した国際会計基準を作成すること」については、こうしたASBJによるIASB、米国財務会計基準審議会（FASB）との協議が行われているものの、なお今後の大きな課題であろう。また、これはいわゆる国際的なスタンダードやコードの決定全般にいえることだが、BRICsといわれる新興国が台頭するなかで、どのような枠組みで国際的な基準を設定していくか、今後も論点になっていく可能性がある。さらに、アジア経済においては貿易面・資本投資面での関係緊密化に続いて、金融面での統合化に向けての議論が一段と活発化してきている。そうした動きも睨んで、わが国がアジア地域での会計面の整備にいかに関与していけるのかも今後の大きな課題であろう。

また前節で示した不正な会計操作の問題についても、情報開示を促進するような一連の改革が進んできている。しかし一方では、最近に至っても粉飾決算といわれるケースが生じている。こうした事態については、法制度の改革に伴う「内部統制の強化」という方法でも対処が図られているが、米国では内部統制を強化したサーベインズ・オクスリー法については過剰な規制として見直しも図られているだけに、規制の適切なあり方をめぐってはなお検討が必要な状況にあるのではないだろうか。

3. 時価会計再考

金融商品の時価会計についてはレポートでも、「極めて具体的な会計問題であるが、……この問題こそ企業会計制度の再構築の必要性が最も典型的に具体化される問題」として、わざわざ独立の章をたてて論じている。

当時の状況を振り返ると、少なくとも国債・上場株式といった金融商品については、現実取引価格（時価）が存在する場合に、時価会計を採用するのは、投資家に対する適切な情報提供としても、また経営上の管理としてもごく常識的な選択であったであろう。また、同様な理由からデリバティブの認識も自然であったであろうし、リスクヘッジの目的から保有されるデリバティブが時価認識される一方、被ヘッジ資産が時価では認識されないなどの矛盾も時価認識の範囲を拡大することで克服された。これらについては、当時も実務的には時価認識によりリスク・収益管理がなされており、会計基準が実務に追いついてきたという側面があったと思われる。

一方固定資産の減損会計についても、経営上の観点、および投資家に対する適切な情報提供の観点からは必要な措置であったといえる。

当時の論調をみると、例えば持合い株式への時価会計の導入により、株価が下落し、この結果、銀行の経営状態が悪化し、企業への融資選別が強まるとか、固定資産の減損会計の導入により、多くのゼネコンの経営が悪化し地価にも悪影響が出るだろうといった極端なものもあったが、達観すれば時価会計の導入等による損益の早期認識は、財務の透明性を高めたほか、不良債権処理等においても金融資本市場に肯定的な効果をもたらしてきたといつてよいのではないか。

もっとも、時価の適用範囲をどのようにすべきかという点については、なお検討を要する。とくに、この議論に当たっては時価会計という理念の先行に陥ることなく、実務への影響や経済的な効果を考えて議論することが引き続き要請されているように思われる¹。

時価会計の経済に与える影響については、経済学での分析は少ないが、最近いくつかの分析も生まれてきている。最近の分析によれば、経済主体間の戦略的な行動を前提とすれば、時価会計制度のもとでは、時価会計自身が、金融市場に必要な以上の不安定さをもたらすことが例示されている²。

1 会計ルールの実施については、その効果・影響の分析がなされるべきであり、「時価主義」「原価主義」というように、理念が先行すべきではないだろう。この点に関連して、1999年の会計ワークショップ（日本銀行金融研究所〔1999〕）における斎藤静樹座長の総括コメント参照。

2 例えば、Plantin, Sapra, and Shin [2008] 参照。

例えば、貸出関連で満期が比較的長期であり、市場取引の厚みが上場株式・国債のように必ずしも十分でないような金融商品についても時価会計を適用するとすれば、この商品の評価価格は、推定価格かまたは実際に売買がなされればその売買価格が評価価格となる。この場合、保有者は、売却せず満期保有しようとする場合でも、例えば四半期ベースで損失を計上することになる。こうした状況で保有者の損失の計上を少ないものにしようとするれば、いわゆる「売り急ぎ」という戦略的な行動が生まれ価格下落に拍車がかかる。満期まで保有すれば、償還価格が保証されるような状況であっても、計上する損失を小さくしたい保有者は、本来は満期まで保有したいと思っても売り急ぐことになり、これには意図した保有期間が長期にもかかわらず短期に時価認識を行わなくてはならないという会計制度が背景となっているという指摘がある。ここで満期保有に原価会計を許せば、こうした価格のスパイラルの一部は回避され、この状況では、原価会計が望ましいことになる。

サブプライム問題についても短期的な損失認識が価格下落を加速し、その一因を時価会計に求める分析もある。一方、時価会計による早期の損失認識が問題を早期に顕在化させ、解決への時間を早めるという側面もあろう。いずれにしても、会計基準設定が資産負債アプローチを重視する傾向が強まるなかにあっては、資産・負債の測定のあり方が重要となるだけに、時価会計的な考え方の適用範囲をどうすべきかは、その経済行動に与える効果も考えながら検討を進めていくことが必要であると思われる。

参考文献

- 日本銀行金融研究所、「会計ワークショップの模様—企業会計情報：その有用性と課題の再検討—」、『金融研究』第18巻第1号、日本銀行金融研究所、1999年
- 日本公認会計士協会、「企業会計制度の再構築—21世紀に向けて—」、1998年
- 古市峰子、「会計制度改革の成果と課題：この10年を振り返って」、『金融研究』第27巻第3号、日本銀行金融研究所、2008年、53～90頁
- Plantin, G., H. Saprà, and H. S. Shin, “Marking-to-Market: Panacea or Pandora’s Box?,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 46 No. 2, May 2008.

